広報こまえ

昭和47年11月1日現在（推計人口）

		本月	前月比
人口	男	33,041	149増
	女	31,113	124増
	計	64,154	273増
世帯数		20,702	96増

狛江市役所
電話（480）1181
狛江市水道課事務所
電話（480）0201
狛江消防署
電話（480）0119

創立百年を迎えた一小

10月8日で

戦災による全焼にもめげず

当時は教科書・ノートの扱いかたまで教育

市立第一小学校がことしの十月八日で、創立百周年を迎えました。明治、大正、昭和と三代にわたり幾多の風雪を経て、観聚学舎から今日の鉄筋四階建校舎にいたるまでの百年の年輪には多くの歴史が刻み込まれています。また、この百周年記念を祝って十一月二十六日には第一小学校で記念式典も行なわれました。

明治の初めに使用された教科書

明治五年十月八日、当時観聚学舎として創立したこの学校も校名こそ、和泉学校、江東学校、和泉学校、狛江尋常学校、狛江尋常高等小学校、狛江国民学校、狛江小学校、そして現在の狛江第一小学校と変っていますが、そこには関東大震災、多摩川の大こう水、第二次世界大戦など苦難な時代を乗り越えてきているわけです。特に二十年五月には、戦災で校舎が全焼しています。

明治十九年に「小学校令」が出され尋常科が四年となりました。そして同二十七年には修業年限が六か年となると補修課が置かれ、それまでの「読み書き、そろばん」に「理科、地理、歴史」の三科目が加えられました。そしてこのころの卒業児童数は、途中でやめた児童もあってわずか二十数人足らずでした。その後高等科が併置され、尋常科四年、高等科四年となったが、明治四十年に「小学校令」が改正され尋常科六年、高等科二年となり、義務教育年限も六年になりました。

年号も大正になり、十二年十二月に現在の敷地南側に新校舎も完成しました。当時の児童数は五百四十人で、これに対し教員はわずか十人でした。さらに昭和二十二年に教育基本法が出されるとともに「六・三制」が実施され、新制中学校が発足したのです。

よき思い出は〝さつま〟の弁当

尋常高等小学校をただひとりの女性として卒業した吉岡千代（和泉二四六六）さんは、当時の思い出を「わたくしは七歳で入学しましたが、学校といっても寺子屋を大きくした感じで、先生も校長さん自ら指導していました。また今のように物が豊富でないため教科書の扱いかたから、ノートの使いかたまで教育されたものです。

さらになつかしいことは、校長先生の奥さんがオルガンで唱歌を教えてくれたことや、お弁当にさつまいもを持っていったことなどです」と、八十六歳とも思えぬハリのある声で語っていました。

年末年始の市役所事務

年末の市役所の一般事務（窓口事務を含む）は、十二月二十八日（木）で終わり、二十九日から一月三日まで休みになります。しかし、つぎの事務に限り受け付けをします。

▽**市都民税、固定資産税の収納**…十二月二十九日（金）午後五時まで財務部収納課窓口。

▽**水道料金の収納**…水道課事務所に持っていく場合に限り十二月二十九日（金）まで。

また、一月に検針となっているB地区の一部は、都合により十二月下旬に行ないます。したがってこの地区の検針は約七日間ぐらいさかのぼることになりますが、三月に調整します。

なお、転出入、転居、特にアパートなどで使用者が変わる場合は必ず五日前に水道課へ連絡してください。

▽**ごみの収集、くみ取り作業**…十二月三十日（土）まで。

▽**死亡届、出生届、婚姻届などの戸籍事務や伝染病**…これらの事務はいつでも受け付けをします。

▽**年始事務**…一月四日（木）から平常どおり行ないます。

年末の郵便物

▽年末の贈答小包…十二月十五日まで。

▽年賀状…引き受けは十二月十五日から二十二日まで。ただし、年賀状を出す場合はあて先別（狛江市、調布市、東京二十三区、その他地方）に分けて、たばねてだしてください。

▽クリスマスメールは、国別に締切り期限が決まっていますから早めに近くの郵便局に問い合わせください。

なお、年賀状、小包には郵便番号を必ず記入してください。

年末の登記所事務

年末の登記所事務は、十二月二十八日（木）までです。特に年末は混雑しますので、登記の申請や謄抄本、印鑑証明の請求は早めにしてください。また、つぎの事務は、年内に処理する関係上期日までに提出してください。

一、表示に関する事件のうち①実地調査を要するもの…十二月十五日（金）、②実地調査を要しないもの…十二月十八日（月）

二、権利に関する事件…十二月二十三日（土）

なお、問い合わせは、東京法務局調布出張所（〇四二四）83―二三六四へ。

福祉会館、一部オープン

1日から受け付け13日から会議室のみ貸出し

市では、昨年十一月二十五日から市民待望の福祉会館の建築を行なっていましたが、十一月十五日に完成しました。しかしながら、全館の使用はまだ不可能で、会議室のみ試験的に開館することになりました。

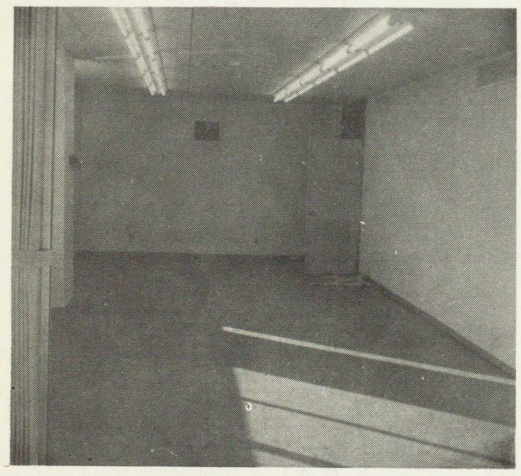

完成した会議室の一部

会館の使用申請は、直接福祉会館に出向き施設使用申請書（会館備え付け）を提出してください。

受付は、十二月一日から毎日午前八時三十分から午後四時まで。ただし、月曜日は午前十一時までです。

開館期間は、十二月十三日（水）から十二月二十七日（水）までの火曜日を除く毎日ですが、使用期間中に支障を生じた場合は中止することがあります。

開館時間は、試験期間中午前九時から午後五時（月曜日は正午）までです。

会館使用料は、つぎの表のとおりですが、特に市長の認めた場合は使用料の一部または全部が免除になります。

なお、電話の使用受け付けはしません。詳細は福祉部会館管理課管理係（四八九）一六二五（ただし、十二月八日から四八〇―三二〇一～四に変更します）へ。

階層	施設名	床面積	収容人員	使用料 午前9時～午後12時	使用料 午後1時～5時
3	第1会議室	24.11㎡	15人	400円	500円
4	第2〃	52.50	25	800	1,100
	第3〃	23.96	10	400	500
5	第4〃	114.62	50	1,800	2,500
	第5〃	33.36	20	500	700
	第6〃	41.83	25	700	900
	第7〃	20.75	15	300	400
	第8〃	43.58	25	700	900

部、課長が異動

11月1日付で

十一月一日付で部、課長級の異動が行なわれ、同日発令されました。

福祉部長（福祉事務所長）山田典夫、同部会館管理課長（総務部主幹＝福祉会館開設準備担当）榎本七生、同部厚生課長（福祉事務所長補佐）岡部智恵子。

費用の一部を市が負担

し尿浄化そうの清掃

し尿浄化そうを設置している家庭では、浄化そうの機能がじゅうぶんに発揮できるよう一年に一回は必ず清掃し、維持管理を完全に行なってください。

清掃を希望される人は、直接または電話で市民部環境衛生課環境整備係へ連絡してください。申し込みがありますと浄化そう清掃許可業者（加藤商事）が、そうじに伺います。そして、そうじが終わり次第「掃除実施報告」に印鑑を押していただきます。

このような手続きでそうじをしたときは、年一回清掃料金の一部を市が負担しますが、容積によって負担額は違ってきます。浄化そうの所有者または占有者は、住民の負担額だけを支払ってください

なお、直接清掃業者に申し込みをした場合や、一年に二回以上清掃したとき（ただし二回目から）は市の負担はありません。

市長メモ

小、中学生諸君 作文をどうもありがとう

狛江市長　吉岡金四郎

市民の皆さんこんにちは、つかないに衆議院の解散―きたる十日の投票日を目ざして各候補者とも係員の顔にとまどいさえ覚えました。そして、戦災を受けていてないこれらの町では、名所、旧跡を幾つももち、山や水に囲まれた観光の町では、緑化よりも人口の減少を食い止める対策が一番の問題で、東京周辺の町の〝毎年学校を建てなければ〟と苦労するのとは正反対の様相です。八月に大阪で開催された市長会で、大阪の大島市長さんが「大阪の町をケヤキでいっぱいにしたい」と語られたことばが耳に残ります。大阪はケヤキの苗が育たない土地だとか、関東のようにケヤキがよく育つところがご協力できればと考えたりしました。

さて、狛江の緑化対策、市の木、市の花の回答を市民の皆さんからいただいております。わたくしは、このご協力は氷山の一角でこのアンケートから市民の皆さんに、緑化の考えが浸透することがいちばんたいせつなことだと考えております。やがて皆さんがお選びになった木、花で街路も公園も、役所も学校も、そして皆さんの家の庭もいっぱいにしていただき、日本列島改造は政党の政策論争にまかせっきりにしないで、市民ひとりひとりのおり力で実現する以外によい環境はできないと信じます。このことは、公害についての小中学生の作文のなかに充溢した意見がありほんとうに頼もしく感じております。

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 12月10日（日）

みんなで参加！東京と日本のあすを託す人

第2回目の公害意識調査

市民、工場を対象に

多い大気汚染と騒音苦情

原因は車、工場など

対策！資金不足が悩み

都市化が進めば進むほど公害の範囲も広くなっていきます。この公害をなくすには国、地方自治体、工場、市民の協力が一体となってはじめて解決の方向に向かっていくわけです。市では昨年に引き続き公害意識調査を八月に行ないました。対象は、市民二十歳以上を七地区に分けて二百人、工場が百二十事業所とそれぞれ無作為に抽出し、アンケート方式で実施したものです。その結果、回答率は市民五六パーセント（百十二人）、事業所五六・六パーセント（六十八工場）でした。

市民、工場の半数が認識

公害の知識について

調査の結果　昨年（四十六年四月一日発行の広報こまえに掲載）とほぼ同じような傾向にあります。公害の知識については、無回答の三人を除いて市民が百九人、工場は六十八事業所が「知っている」と答えています。公害の情報源については、「新聞、テレビ、ラジオ」から八五・六パーセントの人が、「広報こまえ」からは十三・三パーセントとなっています。しかし、「広報こまえ」を時々読むを含めると八五・七パーセント（九六人）の人が公害についての記事を読んでいます。（下三三、図参照）

図1「公害」とは何か正確に知っていますか。

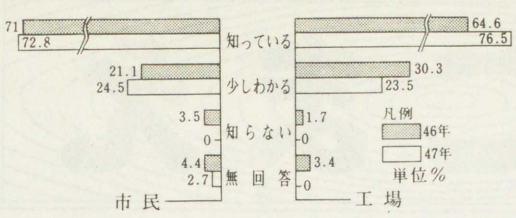

図2　公害についての情報源（市民）

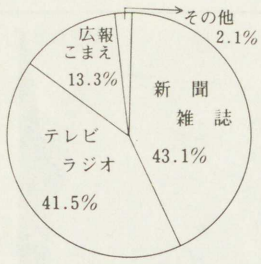

図3　「広報こまえ」で公害の記事を読みますか（市民）

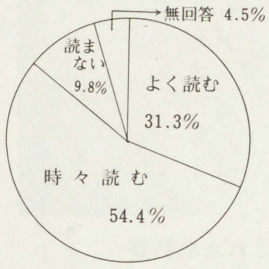

大気汚染は車が原因

公害の発生について

ことしも光化学スモッグは三十三回発生しています。市内でも三十六人（十月十三日現在）が被害届けをしていますが実際にはもっと多くの被害を受けていると思われます。こうしたことから公害の種別では「大気汚染」と回答している人が五三・七パーセントもいます。その原因として「自動車」と答えたのが市民五六・五パーセント、事業所は四七・九パーセントとなっています。さらに、公害発生の責任については「政府、自治体の行政にある」と、四九・一パーセントの人が答えています。しかし、公害はその発生源において防止するのが本来のたてまえです。このように「自からの責任」と反省している工場は四分の一と昨年より逆に少なくなっています。

大気汚染防止法と水質汚濁防止法では、「汚染者負担の原則」で企業側の無過失責任が明確化されているが、このアンケートによればまだまだ事業者の意識が不足しているといえます。（四、五、六、図参照）

公害の被害状況とその措置

調査対象者の半数以上が何らかの形で被害を受けていると答えています　そのおもなものは「大気汚染」が五三・七パーセント、「水質汚濁」一六・二パーセントで、原因は「自動車」と答えた人が五六・五パーセント、「工場」であるというのが一九・四パーセントとなっています。これによると市内で発生している公害の大半は、「自動車による大気汚染である」といえます

一方、市民部環境衛生課公害係に苦情のあった内容は、騒音、悪臭大気汚染の順と逆に騒音が多くなっています。この原因としては、①工場と住宅の混在②家庭内の楽器音、ステレオ、クーラー、犬の鳴き声が騒音の原因として取りあげられています。

公害防止対策について工場側は「対策をとっている」と答えたのが七七・九パーセント、「これから対策を考える」が五・九パーセント、「とっていない」が七・四パーセントとなっています。さらに防止方法については、「公害防止施設の設置」を取り付けているのが四四・九パーセント、「製造加工法の開発」が一八パーセント「工場移転」一三・五パーセントとなっています。

このように各工場とも公害防止に対しては、じゅうぶん検討しているようですが、いざ完全な対策となると①資金不足②工場敷地の狭さ③防止施設が開発されていない④転廃業に追い込まれる危険がある、などの理由でなかなか思うような対策が講じられないらしい

図4　狛江市内で発生している公害は何でしょうか

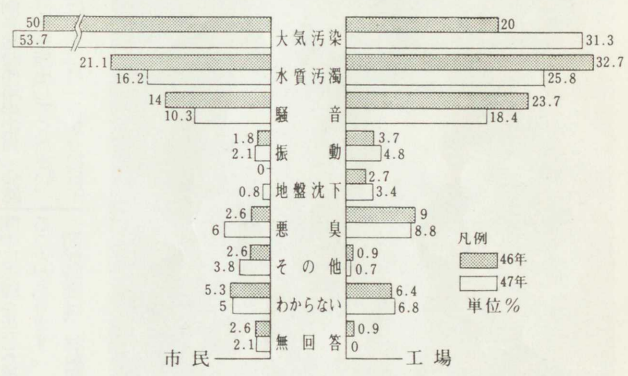

図5　狛江市内の公害の発生源は何でしょうか

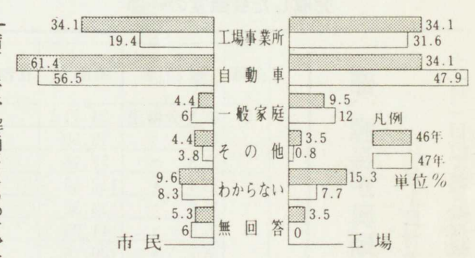

日当り良い70%あとは下水道完備

自然環境について

アンケート対象者の七〇パーセントが多摩川の自然破壊、特に水質汚濁を指摘しています。これは家庭のざっ排水、工場排水が原因と思われます。

この水質汚濁も公共下水道が完備すれば、解消されるわけです　また、皆さんの住んでいる回りの環境調査も行ないました。これによると、「日当たり」「風通し」とも良いと答えた人がともに九〇パーセントを越え、さらに「全体としての環境がまあまあ」という人が七〇パーセントいました。

図6　公害発生の責任はどこか（工場）

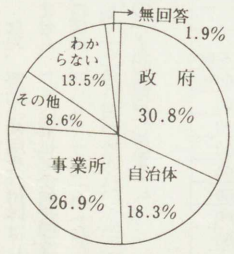

なお、四十七年中に家屋の取りこわしの申告、売買による所有者の変更、死亡による相続人の代表者設定と変更、納税管理人（市内に住んでいる人）の新たな設定と変更を必要とする人は、印鑑を持って財務部課税課固定資産税係に必ず届けてください。

日曜、祝祭日も当番制で営業

市指定水道工事店

十二月と正月三日間の市指定水道工事店の日曜、祝祭日当番はつぎのとおりです。

▽十二月三日上田設備（四八〇）七五一七、荒井設備工業㈱（四八九）四六六一▽十二月十日猪方住宅設備（四八〇）九一九五、栗山ポンプ工業所（四八九）八八〇五▽十二月十七日岩田屋設備工業所（四八九）〇四三六▽十二月二十四日㈱和泉工業所（四八〇）二〇一五▽十二月三十一日池田配管㈱（四八九）二七六四▽一月一日信和住宅設備（四八九）九九〇一▽一月二日㈲栗山工業商会（四八九）〇七九一▽一月三日大久保管工㈱（四八〇）〇一五一。

さかなの産地直売

十二月の"さかなの産地直売"は、五日（火）、十三日（水）の二日間行なわれます。

青色申告決算説明会

武蔵府中税務署では、十二月五日午後二時から四時まで狛江市集会所で四十七年分所得税の青色申告決算と、年末調整の説明会を行ないます。

市指定48店舗小売物価（単位：円）

品名	数量	10月	11月
牛肉	100g	156	164
豚肉	100g	105	107
たまごム	100g	26	28
ハぐろ（さしみ用）	100g	81	81
まじばりかしツぎんん草スりぶ	100g	212	215
あさいいキねにだほレきか	100g	72	66
ぶわべじこんいうタゆ	100g	32	29
いキねにだほレきか	100g	140	162
ねにだほレきか	100g	60	39
にだほレきか	100g	53	47
だほレきか	1kg	35	21
ほレきか	100g	9	9
レきか	100g	7	7
きか	1kg	60	36
か	100g	21	15
	100g	15	11
	100g	13	26
	100g	6	6

1/3が不合格

車の排出ガス検査

「公害防止運動月間」行事の一つとして、自動車の排出ガス（一酸化炭素）測定検査を、十一月三日猪方三菱化成アパート内駐車場で、午前十時から午後四時まで行ないました。

今までに市では、都営狛江アパートで二回、市役所で一回検査を実施してきました。今回は天候不順にもかかわらず前回を二十八台上回る百四十五台もの車が検査を受けにきましたが、このうち九十台が不合格となっています。

このように検査にくる車が多い原因として、この前日、警視庁交通部が一酸化炭素の取り締りを都内四か所で行ない、多量に排出する車に対して反則金（大型車、五千円、普通車、四千円）を取る規制を行なったためと思われます。

さらに、一酸化炭素の排出基準が十月一日から、五・五パーセントから四・五パーセントを越えないように、いちだんときびしくなっているのも原因の一つと思われます。

家屋調査に協力を

ことしの一月二日以降に新築、増築、改築した家屋の現況調査（評価）を行なっています。もし工事に使用した平面図などの参考資料がありましたら準備しておいてください。調査員は、市役所で発行した評価補助員証をもっていますから不審な点がありましたら証明書の提示を求めてください。

窓口を委託の利用を

戸籍謄・抄本、住民票の写し

市民サービスの一つとして、市役所の執務時間中に来ることができない市民のために「委託窓口」の制度があります。

この制度は、戸籍謄本・抄本（戸籍が狛江市にある人）と住民票の写しに限り、電話で交付の申し込みをして、狛江駅、和泉多摩川駅、喜多見駅の売店の「委託窓口」で受け取ることができます。

利用する人は、市民部市民課窓口係へ電話で申し込んでください　午後三時（土曜日は午前十時）までに申し込んだ人は、その日の午後五時三十分（土曜日は午後一時）までに、指定の委託窓口へ届けますから午後八時までに受け取ってください。それ以後に申し込んだ人や委託窓口が休業のときは翌日になります。また日曜日、祝祭日と年末年始（十二月二十九日から一月三日）の取り扱いはしません

委託窓口で証明書を受け取るときは、サインをして証明手数料を支払ってください。ただし、領収書は発行しません。

なお、委託窓口では、申し込みの受け付けはしません。詳細は市民部市民課窓口係へ。

老人医療費の助成制度

― 48年1月から国も始める ―

都では、七十歳以上のお年寄りが無料で医療が受けられるよう、「老人医療費の助成制度」を実施してきましたが、国でも四十八年一月からこの制度を実施することになりました。このため、この制度は国と都の二本だてになるわけです。

国、都いずれかの制度を受けられるかは、申請された所得の内容によって違います。

また、国、都それぞれの制度の所得制限については、下表のとおりです。

なお、詳細は福祉部厚生課厚生一係へ。

	国の制度	都の制度
	70歳以上	70(障害者は65)歳以上
所得制限	1. 本人の所得制限所得税または市民税が非課税程度以下（例　単身者で年収59万以下） 2. 扶養義務者の所得制限（例　5人扶養で年収250万円以下）	1. 本人所得制限のみ所得税または市民税が非課税の人 2. 扶養義務者の所得制限なし
除かれる人	1. 社会保険の被保険者本人 2. 生活保護受給者で保険の適用のない人	1. 社会保険の被保険者本人 2. 生活保護受給者 3. 国の制度に該当する人
証書発行	まる寿　老人医療費受給者証	まる福　医療証
助成の範囲	保険の自己負担相当分	

〃65歳から支給〃 国民年金

国民年金の給付は、六十五歳から支給される老齢年金（ほかの公的年金と通算して支給される通算老齢年金も含む）を基本的なたてまえとしています。

そのほか廃疾、または死亡という自然的突発的な事故を理由とした一時金の給付は、老齢年金を補うものとして設けられたものです　この給付の種類にはつぎの六種類があります。

【障害年金】最近一年間以上掛金を納めている人が、重いけがや病気のために体が不自由になったときに受けられます。最高保障額は十三万二千円、最低保障額は十万五千六百円です。

【母子年金】最近一年間以上掛金を納めている人が夫をなくし、十八歳未満の子どもといっしょにいるときに十万八百円受けられます。ふたり目の子どもから、ひとりにつき四千八百円加算されます

【準母子年金】最近一年間以上掛金を納めている女の人が夫や男の働き手をなくし、十八歳未満の孫や弟、妹といっしょに住んでいるときに受けられます。給付金額は母子年金と同じです。

【遺児年金】最近一年間以上掛金を納めている父母がなくなり、十八歳未満の子どもが残されたときに十万八百円受けられます。ふたり目の子どもから、ひとりにつき四千八百円加算されます。

【寡婦年金】老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受けないでなくなったときに受けられます。年金額は老齢年金の半額で、その妻が六十歳から六十五歳になるまで受けられます。

【死亡一時金】三年以上掛金を納めた人が年金を受けないでなくなったときに、一時金として納付済期間に応じて、一万円から五万二千円の範囲で受けられます。

なお、年金給付の時効は、死亡一時金が二年、そのほかの給付については五年です。時効になると請求する権利がなくなりますから注意してください。

なお、詳細は市民部保険課年金係へ。

年末の火災（シーズン）に注意

家庭

安全な暖房器具の使用を

火気器具の安全管理

職場

これから寒さに向って暖房器具をはじめ火気の取り扱いが多くなります。特に年末は、家庭でも、職場でも、毎日が気ぜわしく、火の取り扱いに対する注意も怠りがちとなり、火災をおこしたり、ときには痛ましい犠牲者を出してしまうことになります。このような恐ろしい火災を起こさないためにも、各家庭や職場では、暖房器具の取り扱いにじゅうぶん注意してください。

暖房器具の取り扱いについては つぎのことに注意し、年の瀬の火災予防につとめましょう。

【家庭】暖房器具は安全に使いましょう。

一、暖房器具のまわりや上には燃えやすいものを置いたり、かけたりしない。

二、石油ストーブは、つとめて対震自動消火装置のついたものを使用し、燃えやすいのが落ちたり倒れたりする場所で使用しない。

三、石油ストーブは、火をつけたまま持ち運んだり、燃料を補給したりしない。

四、石油ストーブは、出入口や階段の下あるいは通路となるところで使用しない。

五、暖房器具に火をつけたままこどもや老人、病人などを残して外出しない。

六、外出などで火を使用しないときは、暖房器具の火を完全に消火するとともに、電気器具はコンセントからプラグをぬくなど必ず安全を確かめる。

【職場】火気の使用設備器具は安全に管理しましょう。

一、火を使用する設備や器具は常に点検し、安全を確かめておく。

二、火を使用する設備や器具のまわりは、常に整理整とんし、燃料、その他燃えやすいものを取り扱ったり、みだりに放置しない。

三、火を使用する設備や器具はつとめて対震自動消化装置のついたものを使うようにする。

四、移動式のストーブは、出入口や避難口あるいは通路となるところで使用しない。

五、燃料タンクや器具などは、燃料がもれたり、あふれたり、流れだされないものを使用する。

六、危険物や化学薬品を収納する戸だなやたなは、倒れないよう固定し、容器が落下しないようさくやすべり止めをつける。

七、地下街や百貨店の「出入口付近」「階段の下やその付近」「避難上必要な場所」では、灯油などの危険物を取り扱わない。

八、入れ物は、危険物の性質に適した安全なものを用い、取り扱い上の注意事項やその危険性を見やすく表示しておく。

暖房器具は安全装置付を

大地震のとき、こわいのは火災です。この火災からとうとい人命と財産を守るため、石油ストーブふろかまどなどから出火しない措置として安全装置（対震自動消火装置）付の暖房器具がでています。

一般家庭で使用する石油ストーブ類、営業用の天ぷら揚げ機（フライヤー）には、大地震のとき自動的に火が消える安全装置のあるものを使用してください。

歳末助け合い運動に協力を

歳末助け合い運動は、十一月二十一日から十二月三十一日まで行なわれています。この運動は、共同募金の一つとして「しあわせをみんなでつくる助けあい」というテーマで展開され、市内の恵まれない人々に愛の手をさしのべ、ひとりひとりが明るい正月が迎えられるよう、地域住民が自発的に始めたものです。

募金には、市の民生委員が皆さんの家庭に伺いますのであたたかい協力をお願いします。

95万余円に

赤い羽根共同募金

十月に行なわれました共同募金は、皆さんの協力で多額の金額を集めることができました。協力どうもありがとうございました。

募金の結果は、つぎのとおりです。

募金総額　九十五万九千八百九十三円。

応募戸数　五千七百四戸。

一戸平均　百六十八円。

なお、これらの募金は、東京都募金会へ送り、各地区の施設団体に配布されます。

16人が入選

公害防止作文募集の結果

市では、十一月一日から三十日まで行なわれた「公害防止月間」の一つとして、市内小・中学校の生徒を対象に公害に関する作文を募集しました。この募集には七十二人が応募されましたが、十一月六日の審査会でつぎの十六人が入選者と決まりました。

【小学生の部】秀作＝三沢至（一小）関根丈太郎（二小）中沢さつき（三小）加藤浩子（四小）、田中直彦（五小）、松村剛（六小）佳作＝柳直美（一小）、西牧浩子（二小）三池田修（三小）、内山史子（四小）、青柳京子（五小）、林美子（六小）。

【中学生の部】秀作＝渡結花（一中）、淵上和歌子（二中）佳作＝水嶋洋子（一中）、桑田真（二中）。（敬称略）

生徒の作文を審査する審査員

公害のない町づくり

〝泳げる多摩川に〟

わたくしの住んでいる狛江市は、東京の郊外にあります。昔は、また農家が多く見たち静かな農村だったそうである。まだ緑が多く、多摩川ではつりをやったり、泳いだりしたそうだ。回りを見れば雪化粧をした富士山が、くっきりと青空に浮かびあがる。春は、道いっぱいにござを敷き、満開の桜の花をながめて楽しんだらしい。

それが今はどうだ。多摩川は付近の工場の廃液や下水などによって茶色くにごり、奇形したさかなも少なくない。回りは、びんなどのごみがいっぱい落ちている。富士山の見える回数も減ってきている。また、むしむしする暑い日などは光化学スモッグが発生し、目がしみたり、息苦しくなる。今まで新聞などの記事を見ていても何んとも思わなかったが、考えてみるとほんとうにいやな事だと思う。

だが、いやだなと思っていただけでは公害のない町、住みよい町はできやしない。それならそれなりの策を立てなければならない。たとえば、問題の工場側と被害者側とが市長の仲だちにより、騒音などを規制するような条約を結ぶのも一つの方法である。また、市全体を住宅、工場、農業などというように割り当てて、工場の回りに木を植林して被害をなるべく最少限度に食い止めるふうにしたらどうだろうか。そして、市全体に緑化運動を広めていけばいいと思います。

多摩川などは、性能の良い浄化装置できれいにしてしまい、工場の廃液は粉末にして薬品を加え肥料にしてしまえば理想的ではないでしょうか。これが公害のない町づくりに対するわたくしの意見です。公害のない住みよい町づくり―それはみんなの願いであり、実現しなければいけないことだとわたくしは思う。（市立第一小学校六年生、三沢至）

なお、今回から秀作の作品を四回に分けて掲載します。

年賀状、クリスマスカードの作り方講習会

教育委員会では、十二月七日（木）、八日（金）狛江市集会所で年賀状、クリスマスカードの手作り講習会を行ないます。

絵や字に自信のない人、文字の苦手な人も、もちろん初めての人も簡単につくれますので、気軽に参加してください。

佐多透講師の指導で、七日（木）は年賀状のいろいろな作り方、八日（金）はクリスマスカード、誕生カードづくりを行ないます。時間はいづれも、午後二時から四時三十分までと、午後六時三十分から九時までの二回に分けて行ないます。定員は四十人（昼夜それぞれ）で満員になり次第締め切ります。費用は、材料費として五百円いただきます。参加する人は、二日間とも糸、はさみ、色えんぴつ、サインペン、新聞紙を用意してください。

申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ。

つりのうき、づくり講習会

教育委員会では、十二月十七日（日）午後十二時三十分から四時三十分まで狛江市集会所で、つり愛好者のためにヘラうきづくりの講習会を開きます。受講料は百円（材料費）です。定員は四十人で十二月十四日まで教育委員会社会教育課体育係へ申し込んでください。

申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ。

水曜美術へどうぞ

毎週水曜日午前十時から正午まで、狛江市集会所で「水曜美術」を開いています。油絵、美術講話野外写生などの勉強をしていますから気軽にどうぞ。申し込みは、形田美和子氏（四八九―八八五一）へ。

（体協だより）スキー協会

スキー協会では、ことしも「日赤救急法講習会」と「スキー初すべりのつどい」を、つぎのとおり開きます。対象は、いずれも市内に住んでいるか、勤めている人で定員は四十人です。

【日赤救急法講習会】十二月十日（日）午前十時から午後四時まで、市役所第五庁舎（第五会議室）で行ないます。講習内容は、三角布の使用法、やけど、骨折、ねんざ、毒物中毒、止血法、急病、人口呼吸法、応急手当法などです。費用は無料ですが、希望者は当日会場でテキストと三角布を求めてください。また、上ばきを持参してください。申し込みは十二月八日まで教育委員会社会教育課体育係へ。

【スキー初すべりのつどい】十二月十六日（土）、十七日（日）夜行（午後十時市役所前集合）日帰りで行ないます。場所は新潟県苗場国際スキー場です。費用はひとり二千円。申し込みは十二月三日まで教育委員会社会教育課体育係へ。

スケート愛好会

スケートを楽しむ会　十二月十日（日）、二十四日（日）午前七時から十時まで向ケ丘遊園スケートリンク（現地集合、解散）で行ないます。費用はおとな二百二十円、小学生以下百七十円（貸しぐつ料含む）です。希望者は午前六時四十分まで直接会場に来てください。定員は五百人です。定員をこえた場合は「事故防止」のため断わることもあります。

【注意】①小学生以下の人は必ずおとなが引率してください②スラックス、手袋、帽子を着用してください③貸しぐつを利用する人は厚目のくつ下を用意してください④万一、事故が発生しても応急処置はしますが、その後の保障はしません⑤事故防止のため係員の指示にしたがってください。

合い気道愛好会員募集

合い気道愛好会では、常に練習ができるよう学校の体育館を借りることにしました。これを機会に会員を募集していますので、希望者は竹石憲氏（和泉一九〇三の二第三誠和荘二六号）へはがきでどうぞ。

年齢区分が変わります

48年成人式

四十八年の成人式は、はたちの人を祝って一月十五日に狛江市福祉会館で行なわれます。対象者はいままでの一月十五日区分を学齢区分に変更したので、二十七年一月十六日から二十八年四月一日までの間に生まれた人です。式典についての案内は年賀状で通知します。

なお、この通知は住民基本台帳に登録していなければ届きませんから、まだ登録をしていない人は必ず届け出をしてください。

全世帯に配布

47年度版「わたしの便利帳」

市では四十七年度版「わたしの便利帳」を十一月三日から十一日まで、全世帯に配布しました。

この便利帳は、本文百二十八ページからなり、前文四十八ページが市役所の行政事務を、あとの八十ページが都内の各施設について載せてあります。もし、「わたしの便利帳」が届かない場合には、市民部市民課の窓口に置いてありますから受け取ってください。

いずみ図書室

狛江市集会所内いずみ図書室

―本をお貸しします―

毎週・火・木・土曜日

午前九時三十分～午後五時

夜間貸し出しは、毎週火曜日

午後九時まで

気軽に利用してください。

12月17日はノーカーデーです

不要不急の車に乗らないようにしましょう

水道管にも防寒着

毛布やウレタンをまいて破裂を防止

どこの家庭でも、冬になると水道管の破裂に頭を悩まされます。特に、マイナス四度以下の気温が続くと破裂しやすくなります。このやっかいな破裂は、管に直接毛布かウレタンなどでまくか、または、量水器の中の水止めせんを締めれば防げます。

また寒い冬がやってきました。皆さんの家の水道管は寒さへの備えができていますか。防寒装置の不完全な水道管は、気温がマイナス四度以下になると管内の水が凍って膨張し管を破裂させます。管の破裂は、気温がマイナス四度以下になったからといって必ずしもすぐ起こるわけではありません。もちろん、急激に気温が下がったために破裂する場合もあります。いちばん破裂を生じやすい気温状況は、二、三日以上もマイナス四度以下が続くようなときです。

水道管の破裂しやすい場所は①屋外にある水道②北向きの寒いところ③風当たりの強いところ④管が露出しているところです。このような場所にある水道管については、特に注意してください。防寒方法は、水道管に直接保温材（毛布かウレタンなど）をあてて、その上からビニールテープで止めておくと気温がマイナス五度前後になっても破裂しません（図①参照）

また、寝る前にメーターボックス（二十ミリメーター以上の場合は、外の丸い筒の中にあります＝図②参照＝）の中の水止めせんを後まで締めておくと破裂を防止することができます。この場合、水抜き穴から一時的に水がふき出しますが、かまわずに最後まで締めて（朝には再びあけてください。この操作が終わりましたら家庭内のじゃ口のいずれか一つを必ず開いておいてください。じゃ口のパッキンを交換するときも、この方法を利用してください

もし、水道管が凍った場合には一度に熱い湯をかけないで除々に暖めてください。

また万一、水道管が破裂した場合は水止めせんを締めて、市指定水道工事店に修理を依頼してください。

図1

ノーごみ運動のステッカー作戦

各事業所や商店に配布

いっこうに減らないごみに対して、減量運動に少しでも皆さんの協力を得ようとノーごみ運動のステッカー作戦を始めました。これは「ごみの減量運動に協力を、ノー包装を推進しましょう」というステッカーを、市内の各事業所や商店の店頭に配布し、張っていただくようお願いしているものです。

「自分ひとりが捨ててもいいだろう」と簡単に道路上に捨てられる紙くず、スーパーや商店などの過剰包装、または生産過程から出るごみ。これらのごみを焼却の段階まで運ぶには多くの労力と費用を費やします。さらに家庭からは出される生ごみの量（一日約六十五トン）も、ばくだいなものです。市では、こうしたごみを少しでも減らそうと、また一日でも早く収集しようと「生ごみの週三回収集」や「ノーごみ運動実施要項」さらには今回の「ノーごみ運動ステッカー」などの対策を講じています。しかし、このごみ減量運動には当然皆さんの協力が必要になってきます。

たとえば、買い物にはかごやショッピングカーなどを利用して過剰包装を避けるとか、または工場などの事業廃棄物は、事業者側が処理するといったようなことですこうした趣旨から、この「ノーごみ運動ステッカー」作戦が始められたものです。

図2

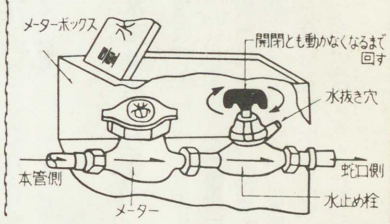

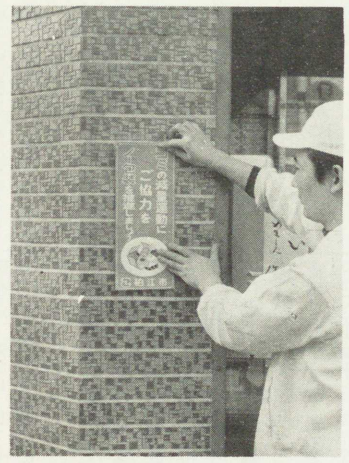

店頭に張られたステッカーはたして効果は……。

自宅での紙類焼却に注意を

市では、現在ノーごみ運動を行なっています。その有効な一般的手段の一つとして自宅の庭やあき地で紙類を焼却する方法があります。これはノーごみ運動に協力することで進められることですが、最近、人家が密集してきて火災予防はもちろん公害面からも問題となってきています。

したがって、紙類を燃やす場合は強風のときをさけて、少しづつ焼やし、近所に迷惑のかからないようにしてください。

なお、燃やした灰は不燃物の収集時に紙袋などに入れてだしてください。

休日診療は午前9時から正午まで

狛江市医師会

狛江市医師会では、休日に当番制で急患の診療を行なっています診療時間は午前九時から正午まで十二月の予防接種（種痘、ジフテリア、破傷風）をつぎの日程で行ないます。

種痘は、満二歳をすぎて初めて接種をすると重大な副作用を起こす危険が多くなりますので、つぎに該当する人は受けられません。会場へこられても無駄になりますから、いますぐ母子健康手帳で確認して該当する人は早めに相談してください。

①種痘第一期をまったく受けてない人。②接種は受けたが検診を受けてない人。③検診は受けたが不善感で再接種を受けていない人④急性灰白髄炎（小児まひ）、麻しん（はしか）、結核（BCG）の予防接種を受けて一か月を経過していない人。

なお、種痘は接種しただけでは完了しません。必ず同じ会場で検診を受けてください。

12月予防接種の日程

月	日	曜	会場	種別	対象者	時間
12	1	金	第三小学校	百日せき ジフテリア 破傷風 混合 第一期一回目	第一期 昭和四十七年一月一日から四十七年六月三十日までの出生者	午後一時四十分～四時五十分
	4	月	第二小学校			
	5	火	第一小学校			
	7	木	第五小学校	種痘 第二期 第三期（接種）	第二期 昭和四十一年四月二日から四十二年四月一日までの出生者 第三期 昭和四十五年七月一日から四十五年十二月三十一日までの出生者	
	8	金	第四小学校			
	11	月	第三小学校			
	12	火	第一小学校			
	13	水	第一小学校			
	14	木	第五小学校			
	15	金	第四小学校	種痘 第一期 第三期（検診）	第二期 昭和四十七年一月一日から四十七年六月三十日までの出生者 第三期 小学校六年生	
	18	月	第三小学校			
	19	火	第二小学校			
	20	水	第一小学校			
	21	木	第五小学校	百日せき ジフテリア 破傷風 混合 第一期二回目	第一期 昭和四十七年一月一日から四十七年六月三十日までの出生者	
	22	金	第四小学校			
	25	月	第三小学校			
	26	火	第二小学校			
	27	水	第一小学校			

税の出張収納

固定資産税・都市計画税第3期分，国民健康保険税第8期分の出張収納をつぎの日程により行ないますので利用してください。国民年金も取り扱います。

月	日	時間	場所
12	21（木）	午前九時三十分～十一時三十分	和泉郵便局そば
		午後一時十分～二時三十分	名古屋商店本店前
		午後一時十分～二時三十分	和泉都営住宅集会所前
		午後二時四十分～三時三十分	小足立狛江保育園そば
	22（金）	午前九時三十分～十一時三十分	岩戸慶岸寺前
		午後一時十分～二時	岩戸明静院前
		午後二時十分～三時	猪方第二中学校前 菅原白幡神社前
	23（土）	午前九時三十分～十一時三十分	駒井消防詰所前
		午後一時十分～二時	覚東千手院前
		午後二時十分～三時	覚東天理教教会前
	25（月）	午前九時三十分～十一時三十分	猪方谷田部米店猪方販売所前
		午後一時十分～二時	和泉多摩川玉泉寺前
		午後二時三十分～三時三十分	小足立神代団地そば 子ノ権現三島神社前

12月し尿くみ取りの作業日程

地区割	収集日				
第1地区	1日(金)	2日(土)	4日(月)	5日(火)	6日(水)
第2地区	7日(木)	8日(金)	9日(土)	11日(月)	12日(火)
第3地区	13日(水)	14日(木)	15日(金)	16日(土)	18日(月)
第4地区	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)
第5地区	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金) 30日(土)

※天候などで多少変更することがあります。

12月不燃物の収集作業日程

地区＼収集日	1回目	2回目	地区＼収集日	1回目	2回目
A地区	第1水曜日（6日）	第3水曜日（20日）	E地区	第2水曜日（13日）	第4水曜日（27日）
B地区	第1木曜日（7日）	第3木曜日（21日）	F地区	第2木曜日（14日）	第4木曜日（28日）
C地区	第1金曜日（8日）	第3金曜日（22日）	G地区	第2金曜日（15日）	第4金曜日（29日）
D地区	第1土曜日（9日）	第3土曜日（23日）	H地区	第2土曜日（16日）	第4土曜日（30日）

※12月に限り3日(日)から第1週目とします。

(保健所だより)

乳児健診 13日

乳児健診は、十二月十三日(水)午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行なわれます。

対象は、四十七年八月中に生まれた人です。（料金は無料）

三歳児健診 14日

三歳児健診は、十二月十四日(木)午後一時三十分から三時まで武蔵調布保健所で行なわれます

対象は、四十四年十月中に生まれた人です。（料金は無料）

なお、乳児健診、三歳児健診のいずれかを受けられる人は、母子健康手帳と印鑑を持っていってください。

精神衛生相談 18日

精神衛生相談は、十二月十八日(月)午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行なわれます。

精神病、心の病気などで解決に困っている人は利用してください（料金は無料）

血液検査（梅毒反応） 19日

血液検査は、毎週月、水曜日午前九時から十時三十分まで、武蔵調布保健所で行なわれます。

明るい健康な毎日を過ごすためです。ただし、原則として往診はしません。休日の当番医については、そのつど市役所へ電話で問い合わせてください。

なお、診療時間外に発病した場合は、救急病院で診療を受けてください。

今月の相談

法律相談 14日 28日

法律相談は、十二月十四日(木)二十八日(木)午前九時から正午まで市役所で。▽担当・弁護士の毛利秀之氏。

人権身の上相談 21日

人権身の上相談は、十二月二十一日(木)午後一時から四時まで市役所で。▽担当・人権擁護委員の吉原隆次、矢木次郎氏。

行政相談 15日

行政相談は、十二月十五日(金)午後一時から四時まで市役所で▽担当・行政相談委員の宮崎武雄氏

国税相談 7日

国税相談は、十二月七日(木)午後一時から四時まで市役所で。▽担当・東京税理士会武蔵府中支部税理士。

更生保護相談 20日

更生保護相談は、十二月二十日(水)午前十時から午後四時まで市役所福祉事務所で。▽担当・保護観察官の荒木光隆氏。

ろうあ者相談 8日 22日

ろうあ者相談は、十二月八日(金)、二十二日(金)午後一時から四時まで市役所福祉事務所で。▽担当・手話奉仕員の石原茂樹氏。

乳児健診、三歳児健診の予防接種

乳児健診、三歳児健診の予防接種は、健診の日に行なわれます。

インフルエンザ予防接種

一週間隔二回式

インフルエンザ予防接種（一週間隔二回式）は、毎週木曜日午前九時から十時三十分まで、武蔵調布保健所で行なわれます。

対象は、市で行なう予防接種にもれた満三歳以上の希望者です。

料金は、中学生以下が無料、満十五歳以上の人が一回につき百三十円です。

なお、十二月二十八日(木)は接種しませんから注意してください。

血液検査（梅毒反応）を受けてください。ただし、結婚される人、妊娠中の人は無料です。